

飲食店への協力支援金（令和3年度第7期）について

1 要旨

「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、飲食店への協力支援金（広島県感染症拡大防止協力支援金）について、第7期として実施する。

2 第7期（1/9～1/31（23日間））の概要

県の要請に協力いただいた事業者に対し、協力支援金（広島県感染症拡大防止協力支援金）を支給する。

期間・ 対象エリア	<p>1月9日（日）～1月31日（月）（23日間）</p> <p>1月9日に間に合わない場合でも、1月11日までに協力を開始した場合は、協力支援金の対象とする。</p> <p>（対象エリア）</p> <p>広島市・呉市・竹原市・三原市・尾道市・福山市・大竹市・東広島市・廿日市市・江田島市・府中町・海田町・坂町（10市3町）</p>											
	<p>（追加）1月14日（金）～1月31日（月）（18日間）</p> <p>1月14日に間に合わない場合でも、1月17日までに協力を開始した場合は、協力支援金の対象とする。</p> <p>（対象エリア）</p> <p>府中市・三次市・庄原市・安芸高田市・熊野町・安芸太田町・北広島町・大崎上島町・世羅町・神石高原町（4市6町）</p>											
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店の店舗が広島県内に所在していること。 ・「広島積極ガード店」又は「広島積極ガード店ゴールド認証店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。 ・飲食店営業許可（「1類」又は「3類」、又は喫茶店営業許可「1類」）を取得し、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。 ・要請前に「酒類の提供」、「20時から5時までの間に営業を行っていること（閉店時間が20時以降であること。）」の1つ以上を満たしていること。 											
主な支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・時短：20時までの時短営業（酒類の提供は行わない。） 同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内とすること。 ・休業 											
協力支援金 (1店舗当たり)	<p style="text-align: right;">(単位：万円/日)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>中小企業</td> <td></td> <td>大企業</td> </tr> <tr> <td>時短・休業</td> <td>3.0～10.0</td> <td>時短・休業</td> <td>最大 20.0</td> </tr> </table> <p>※早期給付 1店舗当たり 32万円</p>					中小企業		大企業	時短・休業	3.0～10.0	時短・休業	最大 20.0
	中小企業		大企業									
時短・休業	3.0～10.0	時短・休業	最大 20.0									
申請手続	WEB申請又は郵送（簡易書留等、配達記録が分かる方法を推奨）											
申請受付期間	<p>令和4年2月1日（火）～3月18日（金）消印有効</p> <p>早期給付申請受付期間 令和4年1月12（水）～1月28日（金）消印有効</p>											